

議案第 1 1 6 号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(ディスコ等の避難管理) 第 5 7 条 [略]</p> <p><u>(カラオケボックス等の避難通路)</u> 第 5 7 条の 2 <u>カラオケボックスその他の令別表第 1 (2) 項二に規定する店舗その他これに類するもの (第 6 2 条において「カラオケボックス等」という。) の遊興の用に供する個室 (これに類する施設を含む。) に設ける外開きの戸で避難通路に面するものについては、当該通路を避難上有効に管理するため、開放した場合において自動的に閉鎖する構造としなければならない。ただし、外開きの戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できる場合その他避難上支障がないと認められる場合</u>にあっては、この限りでない。</p> <p>(準用) 第 6 2 条 第 5 4 条から第 5 5 条の 2 まで及び第 5 7 条から前条までの規定は、<u>体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、ディスコ等、カラオケボックス等又は展示場の用途に供する場合</u>について準用する。</p>	<p>(ディスコ等の避難管理) 第 5 7 条 [略]</p> <p>(準用) 第 6 2 条 第 5 4 条から第 5 5 条の 2 まで及び第 5 7 条から前条までの規定は、<u>体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合</u>について準用する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 2 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存するカラオケボックス等（この条例による改正後のさいたま市火災予防条例第 5 7 条の 2 に規定するカラオケボックス等をいう。以下この項において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中的カラオケボックス等については、同条（同条例第 6 2 条において準用する場合を含む。）の規定は、平成 2 3 年 7 月 3 1 日までの間は、適用しない。